

議案第140号

さいたま市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市立少年自然の家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市立少年自然の家条例の一部を改正する条例

さいたま市立少年自然の家条例（平成13年さいたま市条例第130号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前						
<p align="center"><u>さいたま市立館岩少年自然の家条例</u></p> <p>(設置) 第1条 豊かな自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、<u>さいたま市立館岩少年自然の家</u>（以下「少年自然の家」という。）を福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847番地1に設置する。</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(職員)</p>	<p align="center"><u>さいたま市立少年自然の家条例</u></p> <p>(設置) 第1条 豊かな自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、<u>さいたま市立少年自然の家</u>（以下「少年自然の家」という。）を設置する。</p> <p align="center"><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>さいたま市立館岩少年自然の家</td><td>福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847番地の1</td></tr><tr><td>さいたま市立赤城少年自然の家</td><td>群馬県前橋市富士見町赤城山1番地1</td></tr></tbody></table> <p>第3条 [略]</p> <p>(職員)</p>	名称	位置	さいたま市立館岩少年自然の家	福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847番地の1	さいたま市立赤城少年自然の家	群馬県前橋市富士見町赤城山1番地1
名称	位置						
さいたま市立館岩少年自然の家	福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847番地の1						
さいたま市立赤城少年自然の家	群馬県前橋市富士見町赤城山1番地1						

第3条 少年自然の家に所長その他必要な職員を置く。

第4条 [略]

(利用時間等)

第5条 少年自然の家の利用時間は、午後1時から翌日の午後零時までとし、当該時間をもって1泊とする。ただし、さいたま市立館岩少年自然の家所長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 [略]

第6条 [略]

第7条 [略]

第8条 [略]

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項に規定する利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第10条 [略]

第11条 [略]

(使用料)

第12条 利用者(第6条第1号に掲げる者を除く。)は、あらかじめ、別表に定める使用料を納付しなければならない。

第13条 [略]

第14条 [略]

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、その利用を終了したときは、速やかに利用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。第11条の規定による利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

第16条 [略]

(運営委員会)

第17条 少年自然の家の適正な運営を図るため、さいたま市立館岩少年自然の家運営委員会(以下

第4条 少年自然の家にそれぞれ所長その他必要な職員を置く。

第5条 [略]

(利用時間等)

第6条 少年自然の家の利用時間は、午後1時から翌日の午後零時までとし、当該時間をもって1泊とする。ただし、さいたま市立少年自然の家所長(以下「所長」という。)は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 [略]

第7条 [略]

第8条 [略]

第9条 [略]

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 第8条第1項に規定する利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第11条 [略]

第12条 [略]

(使用料)

第13条 利用者(第7条第1号に掲げる者を除く。)は、あらかじめ、別表に定める使用料を納付しなければならない。

第14条 [略]

第15条 [略]

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、その利用を終了したときは、速やかに利用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。第12条の規定による利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

第17条 [略]

(運営委員会)

第18条 少年自然の家の適正な運営を図るため、さいたま市立少年自然の家運営委員会(以下「運

「運営委員会」という。)を設置することができる。
2～6 [略]

第18条 [略]

別表(第12条関係)

[略]

備考 [略]

「運営委員会」という。)を設置することができる。
2～6 [略]

第19条 [略]

別表(第13条関係)

1 さいたま市立館岩少年自然の家

[略]

2 さいたま市立赤城少年自然の家

利用者	使用料(1人1泊につき)
小・中学校の児童及び生徒並びにこれらの者を主たる構成員とする団体の引率者	300円
その他の者	610円

備考 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に従前のさいたま市立少年自然の家運営委員会の委員である者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後のさいたま市立館岩少年自然の家条例第17条第3項の規定により委員として委嘱し、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委員として委嘱し、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成28年9月30日までとする。